

「とっとり 森と緑の産業ビジョン ～とっとりグリーンウェイブの進展と林業・木材産業の成長産業化に向けて～」(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

平成26年5月

林政企画課

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 平成26年3月18日～平成26年4月11日
- (2) 周知方法 ホームページ、新聞広告、市町村及び関係団体等への通知
- (3) 応募件数 28件(5人)

2 主な意見と対応方針

(1) ビジョン全体について

意見の概要	対応方針
森林、林業と経済、社会との関わりをここまで具体的に見たのは初めてで未来に希望を感じました。	引き続き、県民の皆様に御理解をいただきながら、施策を進めてまいります。
県が主体となってこのようなビジョンを示すことはとてもいいことだと思います。	引き続き、県民の皆様に御理解をいただきながら、施策を進めてまいります。
「森」や「森林」の捉え方について、環境の側面からの価値はそれとして、地域・県民の財産であり産業の基盤として価値があることを明文化してほしい。林業を営んでいないが緑は大切と思う県民が、経済活動の上で「森」(「森林」でもいいが)をどうとらえたらいいか、助けになると思う。	御指摘を踏まえ、修正します。
誠に立派なビジョン案で申し分ありませんが、それを実現するのは容易ではありません。知事自ら県下の東部、中部、西部の山間部を視察して現状をつぶさに理解してもらい、県職員が講演を行うなど、実現に向けて取り組んでほしい。	本ビジョンは、県内の森林・林業・木材産業の現状を踏まえ作成したものです。また、各種意見交換会の開催等を通じ、県の施策の説明や県民の皆様との意見交換を行っており、引き続き、現場の声を聞きながら施策を進めてまいります。
民間企業の営業に担当する仕事として、県の林業政策実現のための取組をチェック・指導する「林業普及専門員」のような担当職員をもうけて、その成果報告を義務付けるなどしてはどうか。	県内に12名の「林業普及指導職員」を配置し、林業に関する技術の普及・指導等を行っています。また、年に1度、その成果を発表し、外部委員に評価していただいています。
専門用語やキャプションにもう少し丁寧な説明があればもっと読みやすいと思います	御指摘を踏まえ、修正します。

(2) 「はじめに」、「森林・林業・木材産業をめぐる新たな動き」について

意見の概要	対応方針
全国植樹祭だけでなく、前日に開催された全国林業後継者大会にも触れてほしい。	御指摘を踏まえ、修正します。
「グリーンウェイブ」は一般的な緑化のことでしょうか？そもそもどういうことかわかりにくい。	御指摘を踏まえ、修正します。

意見の概要	対応方針
とっとりグリーンウェイブを引き続き県民運動として続けていくのであれば、例えば、NPOや関係団体等の県民と一緒に進めていくなど、アクションとして明記すべきではないか。	御指摘を踏まえ、修正します。
若い林業従事者が増えているというのが、素晴らしいと思いました。	林業で働く若者の姿を県民にアピールする「とっとり緑の仲間の集い」の開催や県内の異なる事業体に所属する若手林業技術者による仲間づくりへの支援など、この動きを加速させるための取組を進めてまいります。
一次産業を一次産業として終わらせるのではなく、「六次産業化」させられれば、地域の発展にもつながると思います。	木質バイオマスを地域の熱源として利用する取組など、地域の資源を活かし、地域を豊かにする取組を進めてまいります。

(3) 「鳥取県が目指す「森と緑の産業」の実現に向けて」について

意見の概要	対応方針
第三章全体については、森・木・人の三者が活きる施策を、現在の世相を踏まえて専門的に検討されていて頼もしく思った。	引き続き、県民の皆様に御理解をいただきながら、施策を進めてまいります。
皆伐・再造林について、現在、林業は間伐材を搬出する林産事業にウェイトが大きいです。永続的な林業のためには、一刻も早く再造林にも力を注いで欲しい。特に、育林の技を持ったベテランが少なく、技術を若い世代に伝承することは早急に行うべき。	目標指標として「再造林面積」を設定しましたので、将来に渡って森林経営が可能となるよう、皆伐・再造林等による森林資源の平準化を進めてまいります。また、これらを通じて技術の伝承が行われていけばと考えていますが、更に効果的な技術の伝承方法があれば、関係団体等の御意見を伺いながら検討していきます。
林業は環境との両立が重要だと考えるため、FSCやSGECといった森林認証制度の取組についても記述すべきではないか。	御指摘を踏まえ、修正します。
「木が活きる」に竹が全くない。木ではないけど、整備してどうするのか？産廃にしない工夫がほしい。	御指摘を踏まえ、修正します。
きのこは産地がブランドとなる。栽培品は安定した品質が確保できるのできのこ産業を進めてほしい。	平成26年3月に作成した「鳥取県きのこビジョン」に基づき、食用きのこや生薬、創薬等新たなきのこ産業の創出と原木しいたけ115号のブランド化に向けて取り組んでまいります。
教育を通して林業や木材産業を若者へアピールしてはどうか。進路を考えるときに、林業や森林産業が頭に浮かぶような働きかけがあれば、将来関連した仕事につく可能性がでると思う。小学生など早いうちから働きかければ更によい。	森林環境保全税を活用し、地域の子供達が主体となる森林環境教育活動等に対して支援をしています。今後、更に森と木のつながりについて理解を深めてもらうため、未就学児等を対象とした木育活動の実施など、若い世代への林業・木材産業の理解を得ていく施策を進めてまいります。

意見の概要	対応方針
現場技能者の教育、訓練は職業訓練校で養成講座があるのでしょうか。林業経営となると高等教育が必要だが、そのような教育機関があるのか	林業は高度な技術・技能が必要となるため、県では、林業事業体等が新たに人を雇いOJT研修を行う場合の経費を支援しています。県外においては、平成24年度に京都府立林業大学校が開校しています。
「共生の森」活動は、地元新聞で見かける。活動後、次の活動までに手がけた現場がどうなっているか途中経過がわかると、次の活動の動機付けになると思う。	毎回の活動状況については公表をしているところであり、引き続き、広く広報を図りながら、今後のとっとり共生の森の活動を進めてまいります。
「共生の森」参画企業の名前や活動状況は、新聞・テレビに事前に知らせて活動状況を報告してもらい、ボランティアによる市民参加の状況を積極的に報道してもらえば、市民参加、県民参加の動きが広く行きわたるようになるので、新聞等を積極的に利用されたい。	「共生の森」は参画企業の社員による活動であり、広く県民に御参加いただく制度ではありませんが、県はその活動の都度報道機関へ事前にお知らせし、地元新聞を中心に報道いただいているところです。今後も引き続き、積極的に報道機関を活用するとともに、各種イベントでのパネル展示やホームページ等を活用したPRに努め、参画企業の取組を支援してまいります。

(4) 「森林・林業・木材産業の現状と課題」について

意見の概要	対応方針
就業者の高齢化により、民間で放置しておくとおそれがある先人の知恵を公に残す助けをしてはどうか。実際は地元市町村の役割ですが、長期記録（アーカイブ化）は県が行っても良いと思う。	森と関わり、森とともに生きてきた「森の名手・名人」の知恵や技を高校生が一对一で「聞き書き」し、次代に記録する「聞き書き甲子園」が全国的な取組として行われており、そのような活動の結果、先人の知恵が次代に継承されればと考えています。
木材製品、加工品は多種多様であり、今爆発的に流通していなくても入手したい人はなんとしても手に入れようとする。また、とっとり製品の良さを理解されるまで待たないで、積極的に広めるとよいと思う。他業種との交流は発見とPRの良い機会と考えられる。	消費者が求める製品や品質を的確に把握し、県産材の販路が拡大していくよう、各種施策を進めてまいります。
エネルギー政策など産業規模が大きなものは当たれば効果・成果は大きいですが、動向を慎重に把握しておく必要があると考える。	木質バイオマス利用を推進するに当たっては、動向を注視しながら持続可能な森林経営へと繋がるよう進めてまいります。

(5) その他

意見の概要	対応方針
「森っ子倶楽部」や「みどりの少年団」のような森林活動をする団体を東部だけでなく、中部、西部の総合事務所単位や自治体毎に作って森林作業活動を体験的に理解し継続するように勧奨してはどうか。	「森っ子倶楽部」や「みどりの少年団」と同様の活動を行う団体やNPO法人などは多くあり、県内各地の森林で活動が行われています。県も森林環境保全税の活用や、里山林整備事業などにより、その活動を支援しているところであり、これらをPRすることにより活動の輪をさらに広げてまいります。
県の施設の付属所有地など県有林の森の枯れ木が放置されたまま荒廃しています。施設長はボランティアを募るとか、職員を動員して計画的に整備するとか、とっとり共生の森の参画企業にお願いするなど解決策を考えて森の美化を実現して頂きたい。	御意見を踏まえ、引き続き、県有林の適切な管理に努めてまいります。なお、一部の県有林は「アダプトプログラム」や「共生の森」の活動フィールドとして、ボランティアによる森林整備を行っていただいているところであり、今後もこのような取組を継続・推進してまいります。

意見の概要	対応方針
薪ストーブを暖房や調理に使用すれば化石燃料の節約になる。薪ストーブは高価なので補助金による普及を考える必要がある。	県では、平成26年度より薪ストーブ等を導入する者に対して、市町村と連携して支援することとしています。
木材建築を研究している大学教授など専門家の講演会を出来るだけ頻繁に開いて県産材を一般住宅に利用することをPRしてほしい。	関係機関・団体等と連携しながら県産材を活用した住宅等のPRや「住む」を考える講座の開催、木造住宅の魅力をPRする「木の住まいフェア」などを開催しながら県産材の利用を推進しています。
伐採木を運び出すための森林の作業道など、トレイルの競技や一般市民の健康のためのウォーキングコースに使えるように県で設計して作って欲しい。	森林作業道は、特定の者が森林施業のために利用するものであり、森林施業以外の目的として作設することはできませんが、「とっとり出合いの森」等の森林公園において、森林内の散策やウォーキングが可能な歩道を整備するなど、森林と親しむための基盤整備を行っています。また、県では、ウォーキング大会を開催する団体への助成、参加者へ県産品のプレゼント、ノルディックウォーキングコースマップ（中部管内20コース）・ウォーキングマップ（19市町村推奨コース）作成などを通じ、県民の皆様のウォーキングへの取組を応援しています。